

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○地籍調査事業計画の変更(二件)	(地域復興支援課)	一
○指定調査機関の名称変更について	(長寿社会政策課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(同)	二
○市街地再開発組合の解散の認可	(都市計画課)	二
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	五
正 誤		五
○宮城県公報第二七九九号(平成二十八年十月十一日付け)中		五

告 示

○宮城県告示第八百四十六号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十八年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

白石市

二 調査地域

ページ

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百四十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十八年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称

大崎市

二 調査地域

変更前	変更後
古川清滝字樋ノ脇等八単位区域	古川清滝字樋ノ脇等九単位区域

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百四十八号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の四第二項の規定により指定調査機関から次のとおり変更した旨届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

変更年月日

変更前	特定非営利活動法人みやぎ介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ	平成二十八年 八月二十三日
変更後	特定非営利活動法人みやぎ介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	

○宮城県告示第八百四十九号

県営三輪田地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十八年十一月十六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町崎浜一〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え

置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四三の一・二四三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四三の一三、二四三の二四、二四三の三七

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四三の三二

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百五十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央三丁目一番地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

石巻市日和が丘一丁目十五番三十号

三 設立認可の年月日

平成二十五年五月三十一日
解散認可の年月日
平成二十八年十月十一日

○宮城県告示第八百五十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十八年十月十日	塩谷 藤吉	二級建築士	第六百七十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	中山 長作	二級建築士	第六百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	福島 勝治	二級建築士	第六百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	菊田 高男	二級建築士	第六百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	三郎 佐々木 利	二級建築士	第六百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	藏 佐々木 新	二級建築士	第六百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	荻野 健	二級建築士	第六百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	夫 佐々木 武	二級建築士	第六百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 小林 善太	二級建築士	第六百二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 中沢 七太	二級建築士	第六百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 村上 惣一	二級建築士	第六百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 佐藤 慶太	二級建築士	第六百八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	推谷 要助	二級建築士	第六百四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 堀江 安五	二級建築士	第六百一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	氏 名	一級建築士、二級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由

二日	佐々木 政	二級建築士	第六百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	池田 清八	二級建築士	第六百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	加藤 勇	二級建築士	第六百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	熊谷 清吾	二級建築士	第六百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	川村 善吉	二級建築士	第六百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	小松 松意	二級建築士	第六百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	菅野 勇	二級建築士	第七百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	高橋 清吉	二級建築士	第七百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	佐藤 良宜	二級建築士	第七百二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	芳賀 吉治	二級建築士	第七百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	加藤 直人	二級建築士	第七百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	中島 徳之	二級建築士	第七百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	進 新吉	二級建築士	第七百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	永井 清一	二級建築士	第七百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	八巻 一三	二級建築士	第七百六十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	森 一	二級建築士	第七百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	手塚 善四	二級建築士	第七百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	上田 昌治	二級建築士	第七百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	石山 喜市	二級建築士	第七百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	高野 菊市	二級建築士	第七百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第八百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十月十八日

平成二十八年十月十日	丹野 清藏	二級建築士	第八百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	中島 健介	二級建築士	第七百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	田嶋 庄治	二級建築士	第七百七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	大森 初郎	二級建築士	第七百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	吉 須藤 寿利	二級建築士	第七百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	岡本 安	二級建築士	第七百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	藤島 邦七	二級建築士	第七百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

一 就任した者

平成二十八年九月十六日	加藤 勇治郎	柴田郡大河原町字八乙女四十八番地	理事
平成二十八年九月十六日	鎌田 美智雄	柴田郡大河原町字百八番地	理事
平成二十八年九月十六日	鈴木 恒男	柴田郡大河原町字広表十三番地一	理事
平成二十八年九月十六日	長山 光一	柴田郡大河原町堤字中八十一番地	理事
平成二十八年九月十六日	山田 源一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開九十番地	理事
平成二十八年九月十六日	鈴木 孝雄	柴田郡大河原町字広表十三番地十二	理事
平成二十八年九月十六日	大友 孝	柴田郡村田町大字沼辺字千萱二十四番地一	理事

宮城県大河原地方振興事務所
所 長 峯 浦 康 宏

二 退任した者

平成二十八年九月十六日	平間 久義	柴田郡大河原町字住吉町四番地十三番地一	理事
平成二十八年九月十六日	吉野 文雄	柴田郡村田町大字沼辺字館六番地一	監事
平成二十八年九月十六日	半沢 良一	柴田郡大河原町字矢附字東山二十四番地一	理事
平成二十八年九月十六日	山家 一彦	刈田郡蔵王町大字田田字駅内五十四番地一	理事
平成二十八年九月十六日	山家 一夫	刈田郡蔵王町宮字棚林六十番地	理事
平成二十八年九月十六日	太田 俊二	柴田郡村田町大字沼辺字鹿野二七十三番地	理事

平成二十八年八月二十二日	加藤 勇治郎	柴田郡大河原町字八乙女四十八番地	理事
平成二十八年八月二十二日	高橋 武	柴田郡大河原町字町三十六番地	理事
平成二十八年八月二十二日	鈴木 隆一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町百七十八番地	理事
平成二十八年八月二十二日	跡邊 信吉	柴田郡大河原町堤字南岸百二十四番地	理事
平成二十八年八月二十二日	山田 源一	柴田郡大河原町金ヶ瀬字新開九十番地	理事
平成二十八年八月二十二日	鈴木 孝雄	柴田郡大河原町字広表十三番地十二	理事
平成二十八年八月二十二日	大友 孝	柴田郡村田町大字沼辺字千萱二十四番地一	理事
平成二十八年八月二十二日	太田 俊二	柴田郡村田町大字沼辺字鹿野二七十三番地	理事
平成二十八年八月二十二日	武田 正志	刈田郡蔵王町宮字松原入三十六番地	理事
平成二十八年八月二十二日	福田 隆郎	刈田郡蔵王町大字田田字棚村道上五番地一	理事
平成二十八年八月二十二日	平間 久義	刈田郡蔵王町大字矢附字東山二十四番地一	理事

平成二十八年八月二十二日	吾妻 敬一	柴田郡大河原町字西浦四十八番地	監事
平成二十八年八月二十二日	吉野 文雄	柴田郡村田町大字沼辺字館六番地一	監事
平成二十八年八月二十二日	平間 栄	刈田郡蔵王町大字矢附字谷地七十八番地二	監事

○宮城県告示第八百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鶴田川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 平勝

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十八年十月四日	高橋 文夫	黒川郡大郷町粕川字的場二番地	監事
平成二十八年十月四日	山崎 辰男	宮城県松島町北小泉字要害二十八番地	監事
平成二十八年十月四日	鈴木 史人	大崎市鹿島台深谷字藤坊十三番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十八年十月三日	高橋 文夫	黒川郡大郷町粕川字的場二番地	監事
平成二十八年十月三日	小畑 昭夫	宮城県松島町竹谷字保手崎五十八番地	監事
平成二十八年十月三日	斎藤 照雄	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百八十三番地二	監事

正 誤

○宮城県公報第二七九九号（平成二十八年十月十一日付け）中